

## 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

(申告者) 住 所

名 称

代表者職・氏名

印

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

評価項目	申告内容	添付書類 (写)
環境マネジメントシステムの導入	<input type="checkbox"/> ISO14001の認証 <input type="checkbox"/> エコアクション21の認証 <input type="checkbox"/> KESの認証 <input type="checkbox"/> エコステージの認証	<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 登録・承認証 <input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 認証書
自動車エコ事業所の認定	<input type="checkbox"/> 自動車エコ事業所の認定	<input type="checkbox"/> 認定証
障害者法定雇用率の達成	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況の報告義務がある (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が45.5人以上) → <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を達成 → <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を未達成 <input type="checkbox"/> 報告義務がない (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が45.5人未満)	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況報告書 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> なし
女性の活躍促進	<input type="checkbox"/> あいち女性輝きカンパニーの認証	<input type="checkbox"/> 認証書
	<input type="checkbox"/> 女性の活躍促進宣言の提出(※1)	<input type="checkbox"/> 受理書
	<input type="checkbox"/> えるぼし認定(※2)	<input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等
ワーク・ライフ・バランスの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録	<input type="checkbox"/> 登録証
	<input type="checkbox"/> あいちっこ家庭教育応援企業への賛同	<input type="checkbox"/> 賛同書
	<input type="checkbox"/> くるみん認定・プラチナくるみん認定(※2)	<input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等

(※1) あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

(※2) 一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(くるみん、プラチナくるみんは、常時雇用する労働者の数が100人以下、えるぼしは、常時雇用する労働者の数が300人以下。)については、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に限り、厚生労働省都道府県労働局に届出をした行動計画策定届(計画期間が満了していない行動計画に限る。)の写しの提出により、加点の対象とする。

## 記 入 要 領

- (1) 申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入し、代表者印を押してください。
- (2) 「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク (☑) を記入してください。
- (3) 提出にあたっては、「添付書類 (写)」欄の該当項目 (書類) にチェックマーク (☑) を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。
- (4) 紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関 (愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体) にお問合せの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。
- (5) 「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が45.5人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。  
申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。  
また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。
- (6) 「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課において交付を受けてください。
- (7) ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

内容	お問合せ先 (愛知県庁 052-961-2111 《代表》)
制度に関すること	愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
環境マネジメントに関すること	愛知県環境局環境政策部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
自動車エコ事業所の認定に関すること	愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ
障害者法定雇用率の達成に関すること	愛知県労働局就業促進課高齢者・障害者雇用対策グループ
女性の活躍促進に関すること (えるぼし認定を含む)	愛知県県民文化局男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録及びくるみん認定 (プラチナくるみん認定を含む) に関すること	愛知県労働局労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ
あいちっこ家庭教育応援企業への賛同に関すること	愛知県教育委員会学習教育部生涯学習課家庭教育・地域連携推進グループ